センター方式給食に係る食材調達取扱要領

1 趣旨

この要領は、センター方式給食で使用する学校給食食材(以下「食材」という。)の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 本要領の対象とする食材

対象とする食材は、農作物と農作物以外(別紙の食材分類一覧表のとおり)とする。

- (1) 生産者の取り扱う食材は、農作物とする。
- (2) 小売業者の取り扱う食材は、農作物以外及び農作物とする。ただし、農作物にあっては、 生産者からの調達を優先するものとする。

3 食材の品質、規格等

農作物及び農作物以外の品質、規格等の基本事項は次のとおりとする。

- (1) 農作物は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 農薬や化学肥料の使用基準を満たし、その使用を極力抑えたもの。
 - ② 包装資材は、清潔かつ衛生的なものを使用し簡素なものとする。
 - ③ 傷み、とう立ち、腐敗、病害虫等のない新鮮なもの、水切りが良好なもの、泥土、砂をよく落としたもの。
 - ④ すの入ったもの、変形、変色、折れ等がないもの。
 - ⑤ 異物混入がなく、異臭がないもの。
 - ⑥ 保管・納品温度が適正であるもの。
 - ⑦ 極端に不揃い又は規格品外のものについては、交換扱いとする。
- (2) 農作物以外は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 食品添加物の使用を極力抑えたもの。
 - ② 遺伝子組換え食品を避け、基本的に国内産原料又は国内生産のものを優先する。
 - ③ 包装資材は、清潔かつ衛生的なものを使用し簡素なものとする。
 - ④ 製造所の名称及び所在地が記載されているもの。
 - ⑤ 納品書に産地を記載すること。

4 食材納入業者

食材を納入する生産者及び小売業者等(以下「食材納入業者」という。)は、学校給食の意義、 役割からその重要性を理解し、安全で衛生的かつ新鮮、良質な食材を納入する者とし、次に掲げ る事項を履行するものとする。

- (1) 生産者・小売業者
 - ① 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、教育委員会 と適宜連絡のうえ、適切な食材の納入が可能なこと。
 - ② 食材に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
 - ③ 食材の安全と衛生管理が徹底され、従事者の衛生・健康管理が十分に行われていること。
 - ④ 教育委員会が指定した方法、期日、時刻、場所に納入できる配送能力を有していること。
 - ⑤ センター方式給食に係る食材調達取扱要領を遵守すること。

(2) 小売業者

① 仕入、製造、加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量を供給できること。

② 食品倉庫等の衛生上必要な設備を完備していること。

5 食材納入業者等の決定

全ての生産者及び小売業者は、別紙の食材分類一覧表に掲げる個別食材において、その一部又は全部を取り扱うことが可能な食材に限り、市が指定する日までに見積書を提出しなければならない。また、農作物については、市が2ヶ月前を目途に品質や参考価格等の納入条件を生産者に確認した上で、次に掲げるとおり食材納入業者として決定するものとする。

- (1) 生産者にあっては、1ヶ月分の品目別農作物(以下「農作物」という。)の日々毎の提供を 条件とする。なお、同一の農作物を取り扱う生産者が複数あるときは、複数の食材納入業者 を決定することがある。
- (2) 小売業者にあっては、農作物以外の品目について、最低の価格を見積もった者で1ヶ月分の食材(各品目毎)の日々毎の提供を条件とする。

6 食材の発注

食材の発注に際し、学校給食に使用する農作物(1ヶ月分)の発注見通しを半年前に市から食材納入業者に提示するものとする。

- (1) 農作物については、食材納入業者として決定された生産者に対し、給食で使用する月の3週間前を目途に、1ヶ月分の農作物(各品目毎)を日々毎に発注するものとする。この場合、当該発注を受けた農作物の一部又は全部の調達が賄えない場合に限り、登録者以外の者や丹後地域内の生産者に発注するものとする。ただし、生産者の食材納入業者において、諸事情により農作物の一部又は全部の調達が困難な場合は、小売業者の食材納入業者に発注することがある。
- (2) 農作物以外については、食材納入業者として決定された小売業者に対し、農作物の食材納入業者が決まった後、各品目毎に食材を日々毎に発注する。

7 納入及び検査

- (1) 食材納入業者は、食材を使用する当日に、市が指定する時間及び場所へ食材を納入しなければならない。
- (2) 市は、食材納入業者による食材の納入があったときは、直ちに検査を行い、検査に合格したものについて、その引き渡しを受けるものとする。

8 食材の価格

食材の価格は食材ごとの単価を基本とし、その価格は生産者並びに小売業者から提出のあった参考価格の単価に納入する食材の数量を乗じて得た額とする。

9 請求及び支払

- (1) 食材納入業者は、1ヶ月毎の請求書を翌月10日までに市へ提出するものとする。ただし、 3月分については25日までに提出するものとする。
- (2) 市は、食材納入業者からの請求により食材の購入代金を支払うものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。